

土地改良法の一部を改正する法律案の概要

令和 4 年 1 月
農 林 水 産 省**I 趣 旨**

自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずる。

II 法案の概要**(1) 急施の防災事業の拡充**

豪雨が発生した場合に農業上の被害に加えて周辺住民の生命、身体、財産等に甚大な被害が生ずる事態に対応するため、国又は地方公共団体は、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を目的とした土地改良事業を急速に行う必要があると認める場合には、現行の耐震化を目的とした事業と同様に、事業参加資格者の申請及び同意なく実施できることとし、事業参加資格者の費用負担は原則として不要とする。

(第 87 条の 4 及び第 96 条の 4 関係)

(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

担い手への農用地の集積・集約化を加速させるため、都道府県は、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象に、一定の場合に、土地改良施設や農用地の改良・保全のための施設を整備する事業を実施する場合には、機構の同意のみをもって、事業参加資格者の申請、同意及び費用負担なく実施できることとする。

(第 87 条の 3 及び第 88 条関係)

(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し**① 防災・減災対策の加速化のための全国連合会の事業の拡充**

防災・減災対策を加速化させるため、土地改良区等が行う土地改良事業の円滑な実施のための資金の調達・交付ができるよう、全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金の借入れ及び債券の発行をすることができることとする。

(第 111 条の 9 及び第 111 条の 22 から第 111 条の 25 まで関係)

② 農業生産基盤の整備の円滑な実施のための連合会の事業の拡充

市町村、土地改良区等の技術職員が不足する中、ため池等に係る防災・減災対策や小規模な農業生産基盤の整備を円滑に行うため、全国土地改良事業団体連合会又は都道府県土地改良事業団体連合会は、市町村、土地改良区等から委託を受けて、土地改良事業の工事を行うことができることとする。

(第 111 条の 9 関係)

(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

農村地域の実情に応じた農業用排水施設の持続的な管理体制を確保するため、土地改良区は、その選択により、一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更ができることとする。

(第 76 条から第 76 条の 16 まで関係)

III 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日 (ただし、II (4) は公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日)

1. 背景

- 農業の持続的な発展に向けて、頻発化・激甚化する豪雨災害により二次被害が発生するおそれのあるため池、排水機場等の緊急的な防災工事を迅速に実施するとともに、**農業生産基盤の整備を効果的に実施し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。**
- 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員が不足し、防災・減災対策や農業基盤の整備等の円滑な実施に支障が生じていることから、**資金調達や事業実施についての支援体制を構築する必要がある。**
- 小規模な土地改良区が、農村地域の実情に応じた持続的な管理体制へ移行する場合に、**施設の適正な管理を維持しつつ、円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要がある。**

2. 法律案の概要

(1) 急施の防災事業の拡充

- 国又は地方公共団体が、自らの判断により実施し、原則として**事業参加資格者の費用負担及び同意を求めない防災事業の対象※1に、農業用排水施設の豪雨対策を追加**

※1 現行は地震対策のみが対象 (第87条の4及び第96条の4関係)



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

- 都道府県が、農地中間管理権の設定された一定のまとまりのある農地において、**農地中間管理機構の同意により実施し、事業参加資格者の費用負担を求めない基盤整備事業の対象※2に、農業用排水施設、暗渠排水等の整備を追加**

※2 現行は区画整理及び農用地の造成のみが対象 (第87条の3及び第88条関係)



(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

- 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備を支援するため、土地改良事業団体連合会の事業に以下を追加
 - ① **全国土地改良事業団体連合会が、長期借入金・債券発行により資金を調達し、土地改良区等へ交付すること** (第111条の9及び第111条の22から第111条の25まで関係)
 - ② **土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事を行うこと** (第111条の9関係)

(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

- 土地改良区が、**一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設** (第76条から第76条の16まで関係)

3. 施行期日

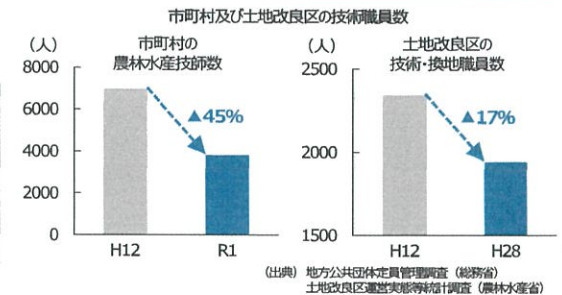
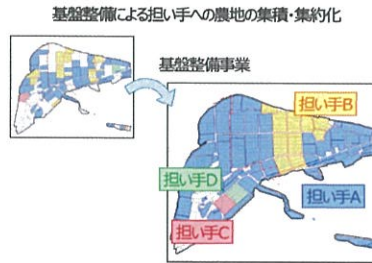
令和4年4月1日〔ただし、(4)は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日〕

KPI

防災重点農業用ため池における防災対策着手の割合 約8割以上〔令和7年度まで〕
 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 8割〔令和5年度まで〕

○ 自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、担い手への農用地の集積・集約化を加速させるため、ため池等の農業水利施設の豪雨対策に係る手続の迅速化、農地中間管理機構が一定のまとまりで借り受けた農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずる。

- 頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、国又は地方公共団体の判断により、豪雨対策を迅速に実施する必要。
- 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、担い手が借り受けやすい生産条件の農地整備が必要。
- 小規模な土地改良事業を実施する市町村、土地改良区の技術職員の減少を踏まえ、土地改良事業団体連合会による支援体制の強化が必要。
- 小規模な土地改良区が、施設の適正な管理を維持しつつ、地域の実情に応じた持続的な管理体制へ円滑に組織変更できる仕組みを導入する必要。



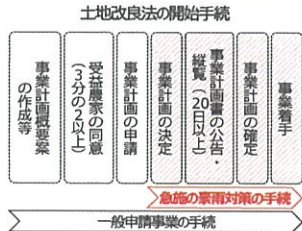
(1) 急施の防災事業の拡充

国又は地方公共団体は、脆弱性評価の結果、ため池等の農業用排水施設の豪雨対策を迅速に行う必要があると判断した場合には、現行の地震対策と同様に、**農業者からの申請、同意及び費用負担を求めずに豪雨対策を実施**できることとする。

現行制度
土地改良事業の実施は、
○ 農業者からの申請により実施
○ 農業者の同意が必要
○ 農業者の一定の費用負担

改正後
急施の防災事業として、
○ 国又は地方公共団体の判断により実施※1
○ 農業者の同意は原則不要※2
○ 農業者の費用負担は原則なし※2

※1 施設の本来の機能を維持することを目的とし、農業者の権利又は利益を侵害するおそれがないものに限る
※2 費用負担を求める場合には、改めて農業者の同意が必要



(2) 農地中間管理機構関連事業の拡充

農地中間管理機構が貸借権等を取得した一定のまとまりのある農用地を対象に、都道府県が、農業者の費用負担を求めずに**区画整理及び農用地造成を行う現行の事業を拡充し、農業用排水施設、農業用道路等の整備を実施**できることとする。

現行制度
○ 農地中間管理機構関連事業の対象は、区画整理・農用地造成のみ
○ 機構関連事業の対象外の農業用排水路、農道等の整備は、申請、同意及び費用負担が必要な別事業で実施

改正後
○ 農地中間管理機構関連事業において、農業用排水施設、農業用道路等の整備も、**農業者の申請、同意及び費用負担なく事業実施**



(3) 土地改良事業団体連合会の業務の見直し

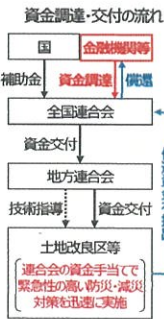
土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、次の事業を追加する。

- ① 全国連合会について、直接又は間接の**会員が行う土地改良施設の適正な管理に必要な資金の交付**
- ② 全国連合会又は地方連合会について、**会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事**

現行制度
○ 連合会の事業として、「技術的な指導その他の援助」が規定されているが、**会員が行う工事そのものを受託して実施することや、整備補修に必要な資金の確保・交付を行えることが明確ではない**

改正後
○ 市町村や土地改良区が機動的に整備補修を行えるよう、全国連合会の事業に、「**会員が施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付**」を追加。また、全国連合会は、農林水産大臣の認可を受けて**借入金の借入れ及び債券の発行※**ができることとする
○ 全国連合会及び地方連合会の事業に、「**会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事**」を追加

※ 財政融資資金からの借入れを予定。また、財政機関の要件として、債券発行規定を設ける。



(4) 土地改良区の組織変更制度の創設

解散を予定している土地改良区が、適正な施設の維持管理等の条件のもと、**一般社団法人又は認可地縁団体※**に組織変更ができる仕組みを創設する。

※ 地方自治法は規定される地域に基づいて形成された団体 (自治会等) で、市の認可・告示を受けることで法人格を取得し、団体名義での不動産登記が可能

現行制度
○ 土地改良区以外の法人に移行する場合、土地改良法に基づき土地改良区を解散したのち、改めて別法に基づき新法人の設立手続を行う必要がある

改正後
○ 解散を予定している土地改良区※1,2が作成する**組織変更計画を都道府県知事が認可**することで、一般社団法人又は認可地縁団体への**組織変更の手続がワンストップで完了**

※1 基幹的な土地改良施設を管理する土地改良区、土地改良施設の管理以外の事業 (建設事業、負担金の償還等) を行う土地改良区を除く
※2 認可地縁団体への組織変更は、※1に加え、その地区が市町村の区域を超えない土地改良区に限る

